

# 特定商取引法に基づく概要書

本書面の内容をよくお読みいただき十分にご理解した上でご契約ください。

## 1. 事業者氏名（法人名）、住所、電話番号、代表者氏名

事業者 学校法人高澤学園 すいどーばた美術学院  
住 所 東京都豊島区西池袋4-2-15  
電 話 03-3971-1641  
代表者 理事長 関口 任司

## 2. 役務の内容

中学生、高校生、高卒生を対象とした藝大・美大および美術系高等学校および大学、専門学校の受験に対する学習指導

## 3. 役務の対価（学費）

別紙学費表をご覧ください。

## 4. 前項の納付方法、時期

納付方法は、金融機関を利用しての送金、クレジットのいずれかでご納入いただきます。  
納付時期は、必要学費のご請求日の翌日から起算して3日以内にご納入、決済ください。

## 5. 役務の提供期間

入学申込書（契約書）交付日より、2025年3月3日まで。

## 6. クーリング・オフに関する事項

- (1) 契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、書面により契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます。
- (2) 契約の解除は、入学申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- (3) 契約の解除については、手数料は不要とし、入学申込・契約者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。

## 7. 中途解約に関する事項

- (1) クーリング・オフ期間経過後においても、所定の手続きを経て、特定継続的役務提供等契約（本学院では入学契約を指す。）を解除（中途解約）することができます。前受金をいただいている場合は、全額返還するものとします。

但し、次のイ・ロの場合に応じ、以下に定める額を超えない範囲で解約損料を請求いたします。

イ. 契約の解除が役務提供開始前である場合 11,000円

ロ. 契約の解除が役務提供開始後である場合（①と②の合計額）

① 提供された特定継続的役務の対価（本学院では学費を指す。）に相当する額。

② 当該特定継続的役務提供契約（本学院では入学契約を指す。）の解除によって通常生ずる損害の額として政令で定める以下の額。

20,000円または、当該特定継続的役務提供契約における1か月分の役務に相当する額のいずれか低い額。

## 8. 前受金の保全に関する事項

前受金の保全措置はとっておりません。

## 9. 特約に関する事項

春季、夏季、冬季、入試直前の講習会は、別契約となります。